平成３０年（フ）第８８号
札幌市東区東苗穂６条１丁目６番13号
債務者　青木　　聡
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０９号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番26―406号
債務者　中野　憲一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３３号
札幌市中央区南１条西27丁目１番45―501号
債務者　坂本　淳子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７６号
釧路市南大通６丁目２番５号
債務者　坂入　俊一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
千葉県大網白里市富田1984番地20
債務者　齋藤　　靖
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１７号
千葉県旭市蛇園2482番地５
債務者　水谷　　緑
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
静岡県田方郡函南町柏谷1327番地の68
債務者　森川　冴子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
静岡県三島市川原ケ谷145番地の38　タウニィ野村Ｃ―202、前住所静岡県沼津市高島町20番１号
債務者　井村　裕子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
静岡県三島市谷田（東富士見）246番地の15
債務者　中村加奈子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２５号
大阪府河内長野市錦町22番23号
債務者　三谷　眞之
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６４号
大阪府羽曳野市碓井４丁目９番20―601号
債務者　梅本由美子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
堺市東区日置荘西町３丁38番４―203号
債務者　岡本　亜依
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
大阪府富田林市木戸山町６番16号（205）、前住所大阪府岸和田市土生町1313番地の４
債務者　杉本　貴昭
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
大阪府高石市東羽衣７―10―39　浜寺病院内、住民票上の住所大阪市住之江区安立２丁目７番２号　303号
債務者　下川　洋一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９３号
大阪府高石市綾園６丁目７番２号
債務者　奥田　　宏
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
堺市南区竹城台２丁１番４―104号
債務者　小田安太郎
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
堺市南区茶山台２丁１番５―204号
債務者　仲本　宗子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係